

令和 5 年 3 月 6 日

関係各位

一般社団法人大日本水産会
全国漁業協同組合連合会

マスクの着脱について

漁業関係者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」にもとづき事業を維持し、水産物の安定供給に努めてこられましたことに、厚くお礼申し上げます。

今般、政府は、基本的対処方針を変更し、3 月 13 日より、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについて現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定いたしました（資料 1）。同日より、マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、事業者については、高齢者等が集まる催事を行う際など、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることはありうるものとしております。

一般社団法人大日本水産会及び全国漁業協同組合連合会においては、政府の「マスク着用の考え方の見直し等について」（資料 2）を踏まえ、ガイドラインにおける利用者や従業員に対するマスク着用の取り扱いを、令和 5 年 3 月 13 日より、「個人の主体的な選択を尊重し、原則として、着用は個人の判断に委ねる」こととします。

なお、マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、漁

業者が感染対策上又は事業上の理由等により、乗組員又は従業員にマスクの着用を推奨することを妨げるものではありませんので、各事業所においてご判断願います。

漁業関係者が事業を維持し、業界の使命である水産物の安定供給を行うため、今後とも感染予防と事業継続を図ることとしますので、会員・組合員の皆様におかれましても、引続きのご理解とご協力をお願いいたします。

(資料1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(新型コロナウイルス感染症対策本部決定/2月10日)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230210.pdf (本文)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20230210.pdf

(新旧対照表)

(資料2) マスク着用の考え方の見直し等について

(新型コロナウイルス等感染症対策本部決定/2月10日)

https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html

(参考) [漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン](#)